

排水基準（その4の2）【窒素・燐（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川の流域）】（上乘せ排水基準）
 （「上乘せ条例」第4条、7条の2、7条の3、別表第5～第6）

（単位：mg/L）

業種等	適用規模 （日平均 排水量） （m3）	排水基準				特定施設の番号 （政令別表第1の号）	備考	
		既 存		新 規				
		窒 素 含有量 （T-N）	燐 含有量 （T-P）	窒 素 含有量 （T-N）	燐 含有量 （T-P）			
畜舎	0 以上 15 未満	120	16	40	5	1 の 2、74 （畜産関係特定施設）		
	15 以上	40	6	30	4			
食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	10 以上 30 未満	50	9	30	2	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、 69	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上 500 未満	30	6	20	1			
	500 以上	20	4	10	0.5			
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	10 以上 30 未満	60	10	30	5	66 の 3～8	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上 500 未満	30	4	20	2			
	500 以上	20	3	10	1			
病院施設	10 以上 30 未満	50	6	15	2	68 の 2	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上	30	4	10	1			
みなし病院施設	10 以上 30 未満	50	9	25	3	みなし指定地域 特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上	30	6	15	2			
みなし 浄化槽	し尿等のみ を処理する もの*1 上記以外の もの	10 以上 30 未満	120	16	30	4	みなし指定地域 特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る
			70	7				
	30 以上	70	7	30 *2 (20)	4 *2 (2)			
し尿処 理施設	し尿等のみ を処理する もの*1 上記以外の もの	10 以上 30 未満	120	16	20	2	72	印旛沼・手賀 沼流域に限る
			50	6				
	30 以上	50	6	20	2			
下水道終末処理施設	10 以上 30 未満	50	6	25	2	73	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上	30	4	20	2			
その他の業種又は施設（畜産関係特定施設を除く）	10 以上 30 未満	50	6	25	2	1、11、12、18 の 3～51 の 3、53～ 63、63 の 3～66、 66 の 2、67、68、 69 の 2～71 の 6、 74	印旛沼・手賀 沼流域に限る	
	30 以上 500 未満	30	4	15	1			
	500 以上	20	3	10	0.5			

（注） 1 この表の基準は、印旛沼、手賀沼及び常陸利根川並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。

- 2 「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分される。
- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び第74号のうち同表第1号の2(畜舎)に係る汚水等のみを処理する特定施設(畜産関係排水処理施設)並びに1日当たりの平均排水量が30 m³以上の特定事業場については、「既存」の区分は、平成5年11月30日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成5年12月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- ただし、政令別表第1第71号の3及び第71号の4イに掲げる特定施設であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令269号)により新たに特定施設となったもの若しくは令別表第1第71号の4ロに掲げる特定施設のみを設置する特定事業場(別表6 新設・既設の特定事業場の区分(P48)の注2参照)、又は畜産関係排水処理施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成11年4月1日である。
- (2) 1日当たりの平均排水量が10 m³以上30 m³未満の特定事業場(水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び畜産関係排水処理施設を除く。)については、「既存」の区分は、平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- 3 政令別表第1第71号の5(ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。)及び第71号の6(ジクロロメタンによる蒸留施設に限る。)に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成12年3月1日、同表第63号の3に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成13年7月1日である。
- 4 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。(上乗せ条例第9条第1項)
- 5 *1の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿と併せて雑排水(住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。)を処理するものをいう。(し尿のみを処理するものは含まない。)
- 6 *2のカッコ内の基準は、平成11年4月1日以降みなし浄化槽を設置して特定事業場となった事業場に適用される。